

新耐震基準の **木造住宅** 耐震助成制度

足立区では、昭和56年5月以前に建築（旧耐震）された建物を対象に耐震診断や耐震性を向上させる補強工事への助成を平成18年から行っております。

このたび、**昭和56年6月1日から平成12年5月31日**までに**木造在来軸組工法**で建築された2階建て以下の住宅及び共同住宅の耐震化への支援を開始いたしました。



助成内容		主な対象要件	助成金額	
耐震診断	木造戸建住宅	昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに着工した2階建て以下の木造住宅で、 区登録耐震診断士 ※1が耐震診断を行うこと。	最大 30 万円	
	木造共同住宅	ただし、 在来軸組工法のみ対象 （枠組壁工法は対象外）です。	診断費用の5割以下で、 最大 500 万円 ※3	
耐震改修工事	木造戸建住宅	おおむね2年以内に区の耐震診断助成を受けた住宅・建築物のうち、建築基準法に著しく違反していないもので、かつ、補強が必要と判断されたもので、区登録耐震診断士が工事監理を行うこと。	一般地域	対象工事費用の9割以下で、 最大 150 万円
			※2 特定地域	対象工事費用の9割以下で、 最大 200 万円
	木造共同住宅	ただし、上部構造評点を 1.0 以上にする工事に限ります。	対象工事費用の5割以下で、 最大 3,000 万円 ※4	
除却	木造戸建住宅 木造共同住宅	区の耐震診断助成を受けた住宅・建築物のうち、補強が必要と判断されたもの	一般地域	対象工事費用の9割以下で、 最大 150 万円
			※2 特定地域	対象工事費用の9割以下で、 最大 200 万円

令和6年4月追加

※1および※2については、裏面をご確認ください。

※3 木造共同住宅の耐震診断には3,670円/m²の限度額及び1棟の戸数×10万円の限度額があります。

※4 木造共同住宅の耐震改修工事には49,300円/m²の限度額があります。

その他以下の点にご注意ください。

- 助成金額は令和8年度から、旧耐震基準建築物の助成金額に合わせて変更となる可能性があります。
- 助成割合と限度額を比較し、いずれか低い額が助成金額となります。
- 消費税は助成対象外となります。また、助成金額は千円未満を切り捨てた金額となります。
- 助成には事前申請が必要です。申請前に診断や改修工事を行った場合は、助成できません。
- 店舗など、住宅以外の用途と併用されている場合、延床面積の過半を住宅部分が占めていることが助成の条件となります。
- すでに耐震助成を利用された方や建物は、この制度は利用できません。
- 延床面積が200m²を超える共同住宅の大規模修繕もしくは大規模模様替えをする場合は確認申請が必要です。
- その他、助成には条件があります。詳しくは裏面の窓口まで、ご相談・お問合せください。

◆◆◆※1 区登録耐震診断士とは◆◆◆

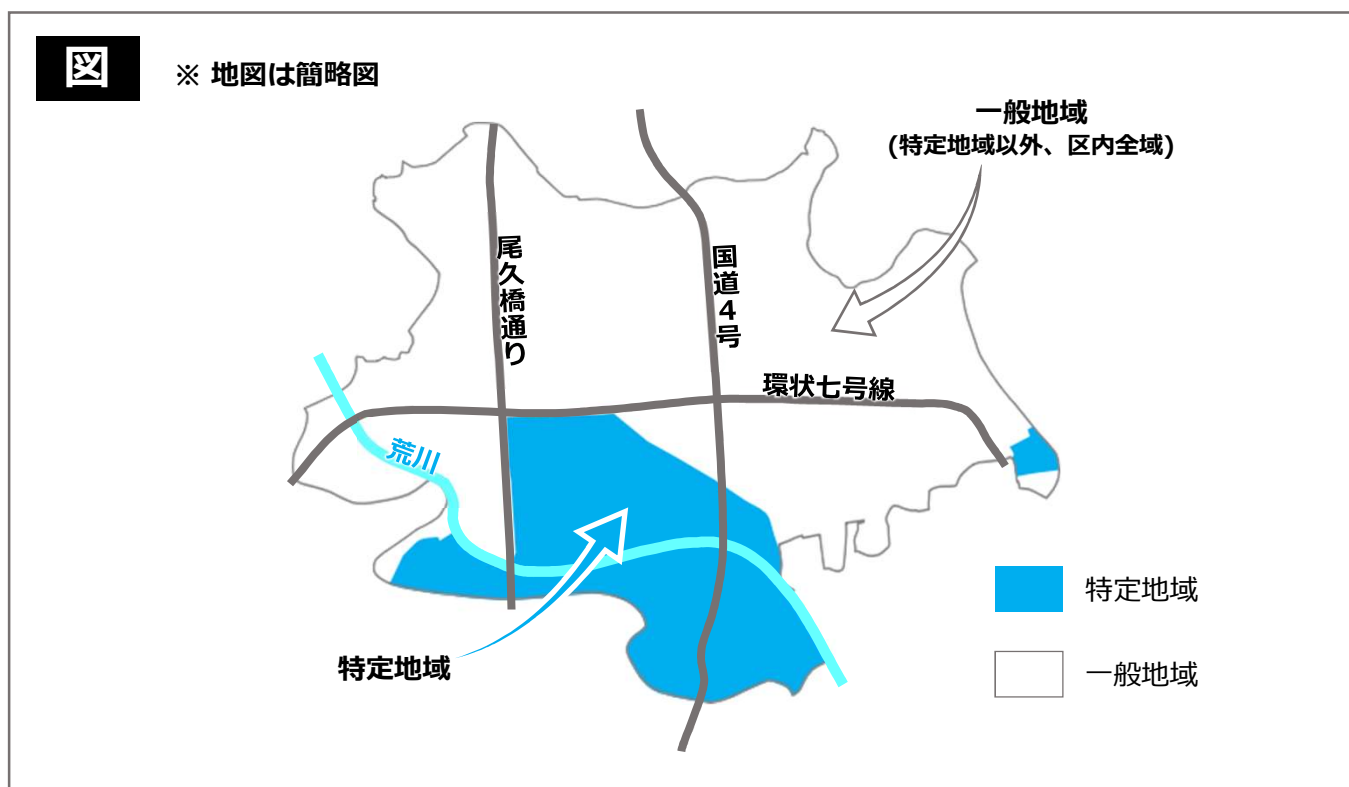
足立区内の建築士事務所に所属されている建築士で、耐震に関する専門知識を持っている者として、足立区の名簿に登録されている方をいいます。

詳しくは、足立区ホームページ（<http://city.adachi.tokyo.jp>）をご覧くださいか、区の窓口にお問い合わせください。

◆◆◆※2 特定地域とは◆◆◆

不燃化特区を中心とした建物の危険性が高い地域及び隣接地区で以下の地域（下図参照）。

特定地域	千住地域	千住、千住曙町、千住旭町、千住大川町、千住河原町、千住寿町、千住関屋町、千住龍田町、千住中居町、千住仲町、千住橋戸町、千住宮元町、千住元町、千住柳町、千住東、千住桜木、千住緑町、日ノ出町、柳原
	中川地域	中川二丁目及び三丁目の地域
	小台宮城地域	小台一丁目及び二丁目 並びに宮城一丁目の地域
	本木梅田周辺地域	足立、梅田、扇一丁目及び三丁目、興野、関原、西新井栄町、西新井本町、本木北町、本木東町、本木南町、本木西町、本木



その他、助成には条件があります。詳しくは下記の窓口まで、ご相談・お問合せください。

【問い合わせ先】

足立区 建築防災課 耐震化推進第一・第二係

(足立区役所 中央館4階) ☎ 03-3880-5317

ADACHI CITY



知ると分かる。
すると変わる。

SDGs MODEL ADACHI